

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年2月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

長野県長野建設事務所長 坂口一俊

1 (1) 路線名 古屋敷堺ノ沢線

(2) 供用を開始する区間

長野市中条日下野字城下63番の3地先から

長野市中条日下野字城下62番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和8年1月15日

2 (1) 路線名 信州新中条線

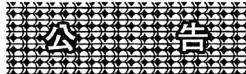
(2) 供用を開始する区間

長野市信州新町上条字千原田2382番の1地先から

長野市信州新町上条字千原田2385番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和8年1月15日

道路管理課

**公告**

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による長野市長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営千曲川沿岸更北地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和8年1月16日から令和8年2月4日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県長野地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和8年1月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 免許の取消しをした年月日
令和8年1月9日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
宮島伸一
二級建築士 長野第3348号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和8年1月15日

長野県伊那建設事務所長 川上 学

- 1 許可番号
令和7年4月17日 長野県伊那建設事務所指令6伊建第130-7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字中箕輪字大道上10829-2、10829-3、10830-1、10830-2、10831-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町大字中箕輪8699-8
株式会社ミハルコーポレーション 代表取締役 小林勇樹

都市・まちづくり課